

# 石川町新規就農者経営確立支援事業

## 1 趣 旨

農産物価格の低迷や農業従事者の減少・高齢化の進行に伴い、地域の活力が停滞している中で、農地の遊休化が進み、近い将来、国土の保全や水源のかん養等、農地の有する多面的機能の維持が危惧される状況になっています。

こうした状況の中で、農業・農村の持続的発展と、これまで培ってきた農業技術を伝承して町の特産品ブランドを振興・発展していくためには、活気に満ちた住みよい農村づくり、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき意欲ある人材の確保・育成が求められています。

このような情勢を踏まえ、地域農業の新たな担い手の拡大及び育成に資するため、新たに農業経営に意欲をもって取り組もうとする方に対し、就農準備及び経営開始段階に要する経費の助成を行い、新規就農者の確保を加速化し、もって地域農業の活性化を図っていきます。

## 2 事業内容

### (1) 研修教育費の助成

農業大学校や先進農家等において研修教育を受けるために要する経費

- ・新規参入者（50千円/月、1年間を限度）
- ・Uターン者、新規学卒者（20千円/月、1年間を限度）

### (2) 農地賃借料の助成

農地を借り入れて就農する際の農地賃借料（賃借料の80%、3年間を限度）

### (3) 農業機械・施設リース料の助成

農業経営を開始する際に必要な機械・施設をリースにより導入した場合のリース料（リース料の1/2（上限200千円/年）、3年間を限度）

### (4) 住宅等賃借料の助成

住宅等を借りて就農する際の住宅等賃借料（賃借料の80%（上限24千円/月）、3年間を限度）

### 3 対象者

- ① 石川町内に住所を有する者
- ② 18歳以上45歳以下である者
- ③ 町長より就農計画の認定を受けた者
- ④ 本町において5年以上就農することが確実である者
- ⑤ 最低1年間の生活費に相当する貯蓄がある者

### 4 助成の例

#### (1) 研修教育費

- ・新規参入者  $50,000 \text{ 円/月} \times 12 \text{ ヶ月} = 600,000 \text{ 円}$
- ・Uターン者、新規学卒者  $20,000 \text{ 円/月} \times 12 \text{ ヶ月} = 240,000 \text{ 円}$

#### (2) 農地賃借料

$20,000 \text{ 円 (標準賃借料)} \times 80\% = 16,000 \text{ 円}$

#### (3) 農業機械・施設リース料

$400,000 \text{ 円/年} \times 2 \text{ 分の} 1 = 200,000 \text{ 円}$

#### (4) 住宅賃借料

$24,000 \text{ 円 (上限) /月} \times 12 \text{ ヶ月} = 288,000 \text{ 円}$